

令和5年度 第2回千葉市子ども基本条例検討委員会 議事録

1 日 時：令和5年6月29日（木）10時00分～12時00分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟2階 201・202会議室

3 出席者：

(1) 委員

宮本委員（委員長）、矢尾板委員（副委員長）、大森委員、沖委員、樫浦委員、岸委員、郡司委員、小林委員、清水委員、田村委員、藤芳委員、二タ見委員、松島委員、村山委員、山口委員、吉永委員、米田委員、渡部委員【委員20名中18名出席】

(2) 事務局

【子ども未来局】	宍倉子ども未来局長 大町子ども未来部長、石野幼児教育・保育部長
【子ども未来部子ども企画課】	宮葉課長、佐久間課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	石田課長
【子ども未来部青少年サポートセンター】	栗田所長
【子ども未来部子ども家庭支援課】	高木課長、中坂企画調整担当課長
【東部児童相談所】	山口所長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【幼児教育・保育部幼保支援課】	皐月課長
【幼児教育・保育部幼保運営課】	小林課長
【幼児教育・保育部幼保指導課】	香川課長、渡邊保育所指導担当課長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	保田課長

4 議題：

- (1) 千葉市子ども基本条例検討委員会における部会の設置について
- (2) シンポジウムの開催案について
- (3) 市民からの意見等の収集について

5 議事の概要：

- (1) 委員会のほかに部会を設置することについて、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (2) シンポジウムの開催案について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (3) 市民からの意見等の収集について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、今後、詳細について委員長・副委員長と調整しながらして進めていくことが了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただきます。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はありませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宍倉こども未来局長より、御挨拶を申し上げます。

○宍倉こども未来局長 皆様、おはようございます。本日は急なお声かけにもかかわらず、皆様お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本年度の第2回のこの本委員会につきましては、前回、この委員会での御意見を踏まえまして、正式に部会のほうを設置したいというような案を議題の(1)番で提出させていただきます。

それから、議題(2)、(3)といたしまして、シンポジウムの開催の案でございますとか、市民からの意見等の収集について、前回の本委員会においていただいた御意見等を踏まえまして見直しを行っておりますので、改めて御審議のほうを本日お願いするものでございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間補佐 なお、児玉委員、山崎委員につきましては、本日は御欠席の旨、御連絡をいただいております。

また、小林委員につきましては到着が遅れる旨御連絡をいただいております。

また、郡司委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。

会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

オンラインで御出席いただいている委員の皆様におかれましては、御発言の際、画面に向かって挙手していただき、指名されましたらマイクのミュートを解除してお話してください。なお、発言時以外は、マイクをミュートとしていただくようお願いいたします。

それでは、ここからは委員長に議事進行をお願いしたいと思います。宮本委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本委員長 皆様、おはようございます。お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議題に入る前に前回の検討委員会の振り返りを行いたいと思います。事務局のほう

から説明をお願いいたします。

○宮葉課長　こども企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、参考としてお配りしております千葉市こども基本条例検討委員会議事要旨を御覧いただけますでしょうか。失礼して着座にて説明させていただきます。

前回の5月25日に開催いたしました検討委員会の議事要旨でございます。まず1つ目といたしまして、Zoomミーティングについてということで、宮本委員長のほうから御発議いただいたものでございます。内容を簡単に御説明させていただきます。

委員会だけの審議では時間が不足するというので、委員が自発的にZoomミーティングによって意見交換等を行うというような提案がございました。それに基づきまして5つのテーマの案が示されまして、その中で一部の委員について所属が審議されたという状況でございます。

2つ目の議題（1）千葉市こども基本条例骨子案でございます。これにつきましては、事務局のほうで条例の骨子案をお示しいたしまして、それにつきまして委員の皆様方から御意見をいただいたところでございます。主なところを御紹介させていただきます。

まず、第1章の総則につきましては、目的とか定義、基本理念等につきまして、表現について慎重に考える必要ですとか、表現について御意見等がございました。また、基本理念のところでは、家庭の位置づけというところについても検討が必要だというような御意見がございました。

次のページをお願いいたします。

第2章のこどもの権利の保障に関しまして、こちらのほうも表現というところで、こどもの意見を反映した運営が適当ではないかという御意見がございました。

それから、第3章、こどもの意見表明と社会参画につきまして、意見表明という表現は気持ちというふうに置き換えたほうがいいのか、あるいは、意見を聴くだけではなくて、意見を反映する方法を定める必要があるのではないかというような御意見がございました。

その他といたしまして、具体的な施策に関するものは行動計画ですとか事業で規定するべきものであって、条例は基本的な考え方を示すというような共通理解が必要ではないかというような御意見もございました。

それから、3番のシンポジウムの開催案につきまして、これにつきましてもパネリストの人数ですとか時間、あるいは開催場所、こういったものについて御意見をいただいております。その中で、いろいろなこどもも参加できるような配慮が必要というような御意見もございました。

それから、4番の市民からの意見等の収集についてでございます。こちらにつきましては小学4年生以下の意見の収集も検討する必要があるのではないか、あるいは18歳以上を対象としたアンケートにつきまして、大学生以外の若者も抵抗なく答えられるような表現とか内容の工夫が必要ではないかというような御意見、あるいは、アンケートは小学生版とか中高生版、それぞれ年代に応じて分ける必要があるのではないかですとか、選択肢をまとめるような工夫も必要ではないかというような御意見。

それから、その次のページで、アンケートを実施する学校の選定、これについても地域の状況によって偏りが出ないような留意が必要ではないか、あるいは、アンケートを実施する前に丁寧な説明ですとか、動画を流したり、前振りをしたり、そういうような工夫が必要ではないかというような御意見もございました。

それから、5番のその他といたしまして、シンポジウムやアンケートにつきましては目的を明らかにする必要があるというところと、市や教育委員会の職員が委員に就任して条例を一緒に作り上げるべきではないかというような御意見もございまして、これにつきましては、規定上なかなか難しいというような御説明はさせていただいたところでございます。

そのほかに事務局から、こども施策庁内連絡会議という、この検討委員会の議論、状況も庁内で共有を図るために、こういった全庁横断的な組織の所管を構成員とする庁内の連絡会議を立ち上げたことを御報告させていただいております。

前回の振り返りにつきましては以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。まず議題（1）ですが、千葉市こども基本条例検討委員会における部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉課長 引き続き、こども企画課でございます。資料1の千葉市こども基本条例検討委員会における部会の設置についてという資料を御覧ください。

まず1つ目の目的でございますけれども、条例の骨子に関する検討に当たりまして、委員同士が議論を深め、専門的・集中的に審議を行っていただくために部会を設置したいというふうに考えております。

2つ目の運営方法についてですが、委員の方は原則として1つの部会に所属する。また、1つの部会に所属する委員は5人程度といたしまして、それぞれ部会長、副部会長を定める。部会での審議内容は、こちらの全体の委員が参加する委員会で御報告いたしまして、必要に応じ協議の上、決定するものと思っております。また、会議の成立要件ですとか公開等については、この全体会の委員会に準ずるものとさせていただきたいと思っております。

3番の部会案でございますけれども、本日、机上に前回資料としてお示しいたしました条例骨子案を配付してございますけれども、この骨子案の章ごとに第1章総則から第4章のこどもに関する施策の推進、この4つの章をそれぞれ部会というふうに位置づけまして、それぞれの部会で第1章から第4章の内容につきまして御議論いただきたいというふうに考えております。

また、4番の所掌事務につきましては、各部会におきまして、条例の骨子に関する検討を行っていただくという形を考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がございましたように、前回、部会に相当するものを委員の自主的な活動として行おうというようなことで決めさせていただきましたが、その後、事務局としても前向きに検討をしていただきまして、こういう形で部会が正式にスタートするという事になって、その点については事務局に御礼申し上げたいと思います。これで大分詳細なところまで意見交換をし、検討をすることができる体制が整ったというふうに思います。

それでは、ただいまの宮葉課長からの御説明について、御意見、御質問ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○樫浦委員 こどものまちCBTの樫浦です。よろしくお願いいたします。部会という表現を使ったときに、2種類ありまして、部会自体が意思決定して進むという部会と、あくまでも委員会の下部

組織として原案を協議して委員会に上程する部会とあると思うんですが、これは後者のほうと考えても大丈夫でしょうか。

○宮本委員長 宮葉課長、お願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。委員おっしゃったとおり、こちらの運営方法のところにもちょっと記載してございますが、部会での審議内容はこの全体会の委員会で報告いたしまして、その中で協議の上、決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○樫浦委員 分かりました。ありがとうございました。

もう一つ、もしこの後シンポジウムとかあるのであれば、この部会のほかに事業部会のようなものがあつたほうがいいのではないのかなと感じますが、いかがでしょうか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。このシンポジウムを進めていく中でそれぞれ、また後ほど御説明いたしますが、中には委員の方に御協力をお願いしたい部分がございますので、そのあたりは個別にお願いしたいと考えておりますが、委員会として直接という形にするとまたいろいろ御負担になってしまうかもしれませんので、今現在のところは個別での御協力という形で考えています。

以上でございます。

○樫浦委員 分かりました。

○宮本委員長 そのほかいかがでございますでしょうか。この部会の回数に関しては、1回きりということではないというふうに伺っております。ですから、第1回目を開催し、必要に応じて2回目、3回目があるということも想定されるということでございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

○吉永委員 吉永と申します。いつからいつまで部会は継続されるのでしょうか。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○宮葉課長 こども企画課でございます。これも後ほど御説明しようと思っていたのですが、一応本日御承認いただきましたら、部会が設置されまして、基本的には今年いっぱいまではいろいろと部会のほうを開催して御議論、御審議いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○宮本委員長 ということですので、今年いっぱいということであればある程度余裕を持っていろいろな情報も集めながら意見交換する、検討をすることが可能だろうということですよ。沖委員、どうぞ。

○沖委員 おはようございます。沖でございます。スケジュールの中に、適宜部会を開催というのが令和5年度の12月まで矢印があるんですけど、これはあくまでも、年度ではなくて12月までというイメージですね。

○宮葉課長 そうです。

○沖委員 分かりました。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 すみません、確認をしておきたいんですが、こちらの資料1でも書いていただいております「会議の成立要件や公開等については委員会に準じる。」とありますので、部会になったことによって、定足数の問題がありまして、5人程度ということで、その半分は出席され

ないと会議は成立しないということは情報を共有しておいたほうがいいかなということと、公開等のことも準じますので、全て情報公開の対象になる。有志のZoomでの会議は内々のお話ですので、どんなお話をされても外には出ないだろうと思いますが、情報公開されますので、その点については十分に御留意いただいたほうが後々よろしいかなというふうに思いますが、ちょっとその点だけ確認をさせていただきます。

○宮本委員長 情報公開の対象にはなるということですね。

それでは、もし御意見、御質問等ありましたらまた後で付け加えていただくということで、事務局案について決定いたしたいと思えます。

【 異議なし 】

○宮本委員長 そこで中身についてですが、部会の運営に関して、基本的には部会長をはじめ委員同士による意見交換によって議論を深め、その結果を全体会議で報告していただき、委員全員で共有するという形で進めたいと思えます。

事務局には、日程調整や委員が提供する資料の印刷、その他必要な資料がある場合の準備等をお願いしたいというふうに思えます。

私、委員長と矢尾板副委員長に関しましては、委員の御意見を調整する立場でございますので部会には所属せず、必要に応じてオブザーバーとして参加させていただきたいと思っております。

ということで、各部会の部会長と副部会長を決めていただきたいということになります。そこで、資料1-3、部会案というのがございますけれども、一応、案としては4つの部会に分けるということで、そこに委員を、頭数で考えますと四、五人ずつが所属していただくということになるかと思えます。それはこの場で本日決定したいと思えます。

ということで、この区分け、前は少し違っておりましたけれども、希望を取って名前を上げていただいたところがございますけれども、もう一度、本日、新たに決めたいと思えます。

その前に、この4つの分け方に関してはよろしいですか。それから、中身に関して、もし分りにくければまずそのところを押さえる必要がありますけれども、総則検討部会、こどもの権利の保障検討部会、こどもの意見表明と社会参画検討部会、こどもに関する施策の推進検討部会と、こういうことです。中身に関してはよろしいですか。じゃ、御理解いただいたということで。

それでは、1番目からやりましょうか。総則検討部会、ちょっと名のりを上げていただければと思えますが。岸委員が名のりを上げていただきました。そのほかいかがですか。

ちょっと先に進んで、こどもの権利の保障検討部会に関してですけれども、いかがでしょうか。じゃ、村山委員、二タ見委員、大森委員、小林委員、4人名前を上げていただきました。あと、米田委員ですね。そのほかいかがでしょうか。

ちょっと先に進みます。こどもの意見表明と社会参画検討部会、いかがでしょうか。じゃ、檜浦委員と田村委員と藤芳委員と渡部委員、郡司委員。

じゃ、その次、こどもに関する施策の推進検討部会、いかがでしょうか。じゃ、吉永委員、山口委員。松島委員は？

○松島委員 総則のところ。

○宮本委員長 あとお名前が上がっていない方はいらっしゃいますか。

○清水委員 はい。

○宮本委員長 清水委員がどちらですか。

○清水委員 一番最後のこどもに関する施策の推進検討部会に。

○宮本委員長 これで全員でしょうか。沖委員。

○沖委員 今5人いるのが2番でよろしいでしょうか。

○宮本委員長 そうですね。

○沖委員 3番は4名ですか。

○宮本委員長 4名ですね。

○沖委員 3番。

○宮本委員長 じゃ、沖委員と。あとお名前をいただいてない方はいらっしゃいますか。

もう一度確認させていただきます。総則検討部会が、岸委員と松島委員。それからこどもの権利の保障検討部会……。

○郡司委員 すみません、発言してもよろしいですか。

○宮本委員長 はい。すみません、私のところからよく見えなくて。

○郡司委員 郡司です。よろしく申し上げます。私からは、今回4つの部会が設置されるということで大変喜ばしいことだと思うんですけども、こども・若者当事者が今回、松島委員と私2名なので、4つのうち2つにしかこども・若者当事者が所属しないということになってしまうんですけども、この点について皆さんどのようにお考えになるかというところをお伺いできればと思って発言しました。もし当事者がいたほうがよいという議論があれば、私や松島委員が負担のない範囲で2つに所属させてもらう、そういった方法も考えられるかなと思ったんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○宮本委員長 ありがとうございます。ちょっとこの検討をさせていただきます。若者の委員として松島委員と郡司委員が今所属されましたけれど、空白の部会ができるということで、やはり大変貴重な、かつ、この条例にとっては大変重要な柱になりますので、若者委員に各部会に入ってくださいということでよろしいですか。反対はないかなと思いますので。じゃ、そうしますと、こどもの権利保障部会のほうは、松島委員か郡司委員かどちらか。

○郡司委員 松島委員、そちらにいらっしゃいますか。どっちがいいかというのを松島委員に聞いていただければと思ひまして。

○宮本委員長 じゃ、松島委員、どうでしょうか。

○松島委員 競合しないのであれば、こどもの権利保障のほうにさせていただければと思ひます。

○宮本委員長 じゃ、松島委員をこどもの権利保障、そして推進検討部会、ここに郡司委員に入ってくださいと。

○郡司委員 松島委員が選択されなかったほうを私が入らせてもらえればと思うので、松島委員、負担なければ、2つずつ担当できればと思うんですが、いかがでしょうか。

○松島委員 はい、それでよろしく申し上げます。

○郡司委員 ありがとうございます。

○宮本委員長 じゃ、もう一度ですけど、総則検討部会は、岸委員と松島委員。

こどもの権利保障が、二タ見委員、大森委員、小林委員、米田委員、村山委員、そして松島委員。

それから、こどもの意見表明のほうですね、樫浦委員、田村委員、藤芳委員、郡司委員、渡部委員、沖委員の6人になります。

その次、推進検討部会のほうは、吉永委員、山口委員、清水委員、郡司委員、これで間違いないでしょうか。

そうしますと、児玉委員と山崎委員が御欠席なので、これは、はい、どうぞ。

○宮葉課長 本日欠席の児玉委員、山崎委員におかれましては、後に事務局のほうから御連絡させていただいて、御意見を伺った上で、できれば、総則が今お2人なので、調整したいというふうに思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 じゃ、事務局のほうにお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 今日、御欠席の方は1番ということなんですけれども、やっぱり委員の方の御専門とか御関心もあると思うので、今日欠席だからそこというのはなかなか強引なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御希望はお聞きいただきたいなと思います。

そうしますと、この1番のところは2人というのはちょっと少ないので、先ほど若い方が2つというお話がありましたけれども、もし委員の方の中でもう1つやってもいいよとっていただける方がいらっしゃれば、1番をやっていただけると、やはりもう少し人数がいたほうがよろしいかなと思いますので、ちょっと私からはそういう御提案をさせていただきます。

○沖委員 はい。

○宮本委員長 そのとおりですね。総則に沖委員が入られる。それ以外はいかがでしょうか。じゃ、総則検討部会、今の時点で、岸委員、松島委員、沖委員と3人。今日御欠席のお2人の中のどなたか入っていただけるといいかもしれませんけれども。

それでは、一応、部会委員が決まりましたので、これからやっていただきたいことは部会長と副部会長をこの場で決めていただき、それが決まりますと、これから各部会がいつ頃からスタートするのか、それからその部会をスタートさせるにおいて準備することとか、そういうようなものがだんだん見えてくると思いますので、そうしていただきます。

じゃ、事務局のほうで、部会長、副部会長を選出するための場をつくっていただいていますので、ちょっと案内をしていただけますでしょうか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。そうしましたら、あちらのほうをちょっと御覧いただきたいと思うんですけれども、3つ、スペースを用意してございますので、一番委員長側の席のところは総則部会の方にお集まりいただきまして、その隣がこどもの権利保障検討部会、その隣が意見表明と社会参画の方、——こちらが意見表明と社会参画のところでございます。そちらのほうは施策推進のほうになりますので、ちょっとそちらのほうに各部会でお集まりいただきまして、それでお話しいただいて、部会長、副部会長を決めていただければと思っております。重複する方は、どちらが優先的なものなのかということで御判断いただきたいと思いますが。

○宮本委員長 ちょっと御判断にお任せして、まずは分かれていただき、あまり偏るようだったらちょっとそこで人を入れるということで、じゃ、よろしく願いいたします。

【 各委員、部会ごとに席を移動 】

○宮本委員長 それでは、そろそろ部会長、副部会長を決めていただいて終了にしたいと思います

が、決まりましたでしょうか。

【 各委員、元の席へ着席 】

○宮本委員長 どうもありがとうございました。それぞれ部会長、副部会長を決めていただきまして、こちらに書いてあるとおりでございますので御確認いただければと思います。もう既に中身に入って盛り上がりつつある部会がありますけれども、これからの部会、楽しみだと思えます。それで先ほども確認させていただいたとおり、今日欠席のお2人の委員に関しましては、事務局のほうから御意向を尋ねて決めたいと思えます。

続きまして、議題（2）のほうに入りますが、シンポジウム開催案について、事務局から説明をお願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。申し訳ございません。議題（2）に入る前に資料2の御説明をさせていただければと思います。資料2をお願いいたします。

今回のこの第2回の検討委員会をこの6月に開催するという形と、部会の設置という形になりましたので、改めてスケジュールのほうの確認をさせていただきたいと考えています。

資料2の一番上の段は、当初の予定でございました。令和5年度につきましては、4回の委員会の開催というものを予定しておりましたが、2段目の実施回数の見直しというところで、6月に令和5年の第2回の検討委員会を開催させていただいております。ここから12月まで年内いっぱい適宜、部会のほうを開催していただきたいと思っております。

10月の令和5年度第3回につきまして、主な内容なんですけれども、こちらにつきましては今、こどもの参画推進事業ということで、従来から本市のほうで行っている事業の中で、この条例の制定に向けて、こどもや若者たちにいろいろ検討いただいているところがございますので、その中間報告というところで、できればということではあるんですが、この検討をいただいているこどもたち、この委員会のほうに御参加いただきまして、その自分たちの今考えている検討しているようなことを発表していただく機会を設けられればなというふうに今考えております。

それから、1月の令和5年度第4回の委員会ですけれども、こちらにつきましては、市民意見等の報告ですとか、各部会からの報告ということで、この後御説明しますが、アンケート調査等を今後行う予定でございます。その集計結果ですとか、あるいは12月まで開催していただく予定の部会の審議内容につきまして各部会から報告をいただくような形で考えております。

その市民の意見ですとか、あるいは各部会からの報告、こういったことを踏まえまして、3月に開催予定の第5回で、事務局のほうから条例素案を提示いたしまして、その審議をお願いしたいと考えております。前回御提示いたしました条例の骨子案、これにその市民の意見ですとか各部会からの意見・報告、こういったことを踏まえましてもう少し肉づけしたものを示して、それについて御意見等をお伺いできればというふうに考えております。

令和6年度ですけれども、第1回については5月ぐらいに開催をする予定でございます。その3月に示した条例素案に対する御意見等を踏まえまして、事務局が条例の条文案を作成いたしまして、それを提示して皆様方に今度は答申案の審議を行っていただきたいというふうに考えております。

そこでまた御意見等をいただきましたものを7月開催予定の第2回の検討委員会でお示しいたしまして、そこでこの検討委員会の答申というものを決定していただきたいと思っております。

その下の段ですが、その答申の決定を受けまして、事務局のほうで条例案の作成をいたします。それを8月にパブリックコメント手続という形で、市民の方に広く意見をお聴きする手続がございますので、その手続を踏まえまして、市民の方の意見を反映したものを10月の第3回の検討委員会のほうに条例案という形で報告させていただきたいと思っています。

これを基に、その一番下に市議会とありますけれども、令和6年度の2月、3月開催予定の市議会の定例会がございますので、こちらのほうに条例議案として提出して、議会による審議をいただきたいと考えております。

全体のスケジュールについてはこのような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。今の件で御質問等ありますか。よろしいですか。

じゃ、シンポジウムの説明をお願いします。

○宮葉課長 それでは、資料3をお願いいたします。

シンポジウムの開催案でございます。こちらにつきましては、前回の検討委員会のほうでも御審議いただきまして、いろいろと御意見をいただいたところでございます。それを踏まえまして見直し等を行っておりますので、改めて御審議をお願いしたいと思っております。

まず、1つ目の目的でございますけれども、全てのこどもたちが自分らしく生き生きと健やかに成長できるように、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運を醸成する契機とするために、こどもを含む幅広い世代が意見を交わし、こどもをめぐる様々な課題の解決に向けて議論を深めることを目的としております。

日時につきましては、9月24日の午後でございます。

場所につきましては、ちょっと不便な点はあるかもしれませんが、ハーモニープラザのほうで行いたいと考えております。

4番の主な内容でございますけれども、第1部、パネルディスカッションでございます。前回、時間の関係でちょっと短いのではというような御意見をいただきましたので、60分という形で見直しを行っております。

それとテーマにつきましても若干見直しを行っておりまして、「こどもたちが思いを伝えるには」というような題にいたしまして、こどもをめぐる様々な課題の解決を図るには、日常生活ですとか社会参画など、様々な場面でこどもが思いや意見を表明し、大人が誠実に受け止めることが重要であるので、現状や課題について意見交換を行うというものでございます。

パネリストといたしましては、ファシリテーターのほか、こども・若者6名程度、それと有識者、それと市長のほうも参加予定でございます。

パネリストの募集方法ですけれども、こども・若者につきましては、本市のこどもの参画事業の参加をいただいているこどもたちのほか、一般からも幅広く募集するということと、このパネルディスカッションとは別に、分科会のほうに登壇したいという方についても柔軟に検討をしたいというふうに考えております。

また、登壇することが難しい方につきましても、大人や社会に伝えたいことをテーマとしたショートメッセージを募集いたしまして、パネルディスカッションの中で紹介するとともに、資料として配布していきたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

パネリストやショートメッセージの募集につきましては、市のホームページや学校などを通じて行うほか、様々な立場の子どもが参加できるように、子どもに関係する多様な団体等を通じて周知を行っていきたいというふうに考えております。

第2部は、分科会ということで60分を予定しております、テーマにつきましては、1つ、子どもの権利の侵害と相談対応、2つ目に、子ども・若者の社会参画、3つ目に、子どもの居場所、この3つのテーマを同時時間帯で実施していきたいというふうに考えております。

実施方法につきましては、分科会ごとに、ファシリテーターなどがテーマに関する話題を提供し、一般の参加者と意見交換を行う形で進めていきたいというふうに思っております。

5番の参加者ですけれども、市内在住・在勤・在学で、子どもの権利や子ども施策に関心のある方ということで、小学生以上の子どもに参加していただきたいというふうに考えております。

定員につきましては、会場のキャパシティにもよりますけれども、パネルディスカッションについては200名、分科会については各44～48名と考えておまして、いずれも事前申込制という形で考えております。

当日のタイムスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。いかがでございますでしょうか。はい、岸委員。

○岸委員 岸でございます。内容というよりは、我々はどう関わればいいのか、一参加者として普通に申し込んで参加をすればいいのか、あるいは何らかの形で——先ほど手伝ってほしい人もいるような、いないようなあれだったけれども、行かないほうがいいのかとかいろいろあったもので、ちょっと我々はどう関わっていくのかということをお教えいただければと思います。

○宮本委員長 どうぞお願いします。

○宮葉課長 子ども企画課でございます。ファシリテーターですとか、そのあたりにつきましてはまたこの後、事務局のほうで人選につきまして検討をさせていただきます、中には、委員会の委員の方に直接お願いさせていただくこともあるかと思っております。ただ一般的に、皆様方のほうに、それぞれ所属している団体等がございますので、その中で周知等を図っていただきまして、ぜひ多くの方に御参加いただけるような御配慮をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 よろしいでしょうか。特に今回、小学生以上ということでもありますので。はい、郡司委員、お願いします。

○郡司委員 2点質問させてください。まず1点目について、場所なんですけれども、千葉市ホームニープラザ、交通の便があまりよろしくないということだったと思うんですけれども、今、ホームページで確認したら、車で来ることを前提としています。公共交通機関でも来館は前提とされてシンポジウムは開催されているのでしょうか。身体障害等をお持ちの方もいらっしゃる、来ることをちゃんとこちらのほうでは想定しておかなければいけないと思うので、駐車場の台数だったりとか、またもし近隣のところで御協力いただける駐車場みたいな空きスペースがあるのかどうかというところ、もしよろしければ事務局の方にお伺いできればと思っています。

質問をしたのは、もう少し交通の便がいいところだと思ったときに、私と松島委員の所属している千葉大学にも200人程度が集まれるホールが3つあるので、この日曜日に3つとも埋まっているということはないかなと思っているので、千葉大での開催なんかも考えてもよいのかなというふうに思って発言した次第です。

以上です。

○宮本委員長 宮葉課長、お願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。場所については前回もいろいろ御意見をいただいたところではあるんですけども、一応、京成千原線の千葉寺駅というのが、すぐ直近ということではないんですけども、そういう交通機関も利用できることになっております。また、駐車場につきましても、ハーモニープラザ自体にも駐車場はそれなりにありますが、満車となってしまうことも多々あるんですけども、その場合には、前に、青葉の森公園というのがございまして、その駐車場も、有料にはなってしまうんですが、そういうところも一応利用可能ということも考えております。

以上でございます。

○郡司委員 公共交通機関、こどもたち、例えば小学生が1人でとか、友達と誘い合って2人で来るといったときに、交通の便といったところは大丈夫なんでしょうか。私はそこに行ったことがないので何とも難しいんですけども。

○宮本委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 村山でございます。私、実家がすごく近くなんですけども、郡司委員、すごい心配、ごもっともだと思うんですけども、駅からのアクセスも悪くないです、はっきり言って。道もとても歩きやすい道なので、こどもとしても多分あれは一緒に来るのに安全に来られるんじゃないかなというのは、地元民としての思いですね。いかがでしょう。電車もありますし、バスも使える、車も、駐車場もそれなりにあって、先ほど御紹介がありましたとおり、青葉の森に駐車場もあるので、私は場所としては、正直、そんなに悪くないと思っています。

以上です。

○宮本委員長 という、ほっとする御説明がありましたけれども、いかがでございますか。郡司委員、いかがですか。

○郡司委員 すみません、どうしても男性の低い音が集音が仕切れないみたいで、ちょっと聞こえなかったんですけども、今のは、行ったことがある方が大丈夫だよということをお願いしていたということですか。

○宮本委員長 要するに、駅からの距離もそれほど問題はないと。それから道路事情もいい。それから駐車場もある程度あるということですね。それは確かだと思います。広いところですので。青葉の森という大きな駐車場もございます。

○郡司委員 そうですよ。分かりました。ありがとうございます。

すみません、あと2点目の御質問なんですけれども、パネルディスカッションでのテーマが、これはこどもたち、当事者がパネリストとして並ぶにはちょっと大人目線過ぎるかなというところで御質問をさせてもらえればと思っています。

というのも、こどもたちは思いを持っているというか、意見を持っていることを前提とすると、

思いを伝えるためにはどういった制度とか環境の工夫があれば、こどもたちは自分の声を伝えたいとか伝えやすいと思ってもらえるのかといったところについて、こどもたちにヒアリングするような形式であれば分かるんですけども、何かどうしてもこれは、何か大人側の事情でこれを話を合わせている感じがして、何かものすごくちょっと苦しいなと思ったんですけども、こちらのテーマがちょっと大人向けになってしまっているのではということについて御議論できればと思っています。

- 宮本委員長 そうですね、こどもたちに壇上から話をしていただくというのは特別のテクニックが必要だと思いますけど、これは委員の方でそういうことに慣れている方も何人もおられるかと思しますので、ちょっと今の郡司委員の疑問に対して、いかがでしょうか。はい。
- 桧浦委員 毎年3月にこども・若者フォーラムということで同様のパネルディスカッションをやっているんですけども、こどもたちが準備をかなりしてきてくれて、ちゃんとお話をしてきているので、逆に時間が足りないぐらい。こども・若者フォーラムは結構人数が多い、登壇している方が多いので、時間が足りないぐらい。その場で発表するということもあるんですが、その準備をどうしていただくかというフォローは、サポートは多分していかなければいけないだろうと思うんですが、その場で発表したいテーマを考えてきてもらうということはすごく重要なことだと思いますので、私自身は、違和感のないところです。
- 宮本委員長 そのほかいかがですか。今のこどもの件についてちょっと先に。田村委員もよくこういうことをされていると思いますけど、いかがでしょうか。
- 田村委員 パネルディスカッションを実際にやるに当たって、今、主な内容ということでテーマ設定がこのこどもたちが思いを伝えるにはというような感じで、今、郡司委員が言ったように、大人がこどもに伝えてほしいという願いを込めて書いているテーマだと思うので、ただ実際のパネリストを募集して、実際にどういう話になるかという状態を見た上で、多分、問題のこのテーマというのは、少し例えば趣旨がちゃんと伝わるように変えていくという、大きく内容が変わるわけではないと思うんですけども、この趣旨の設定について、趣旨というか、テーマのこの形は変わる可能性というのがありますよね。趣旨は変わらないと思うんですが、もう少し主体的にテーマを設定されるというのは、もちろん配慮として必要なと思いますが、今のところ検討をする課題として問題があるわけではないかなというふうに思いますので、実際パネリストが集まった時点でそのテーマの最終的に提示する言葉というのは設定し直すのがいいかなというふうには思います。趣旨に関しては問題ないかなと思っています。
- 宮本委員長 ありがとうございます。今の御発言に関していかがですか。よろしいですか。要するに、これから具体的に登壇をするこどもたちが決まってくる中で、事前にいろいろと話もしながら、こういう形の問いを出して、こういう話をしていただくのがちょうどいいということがだんだん分かってくると思いますので、そのあたりは柔軟に進めるということになるでしょうか。じゃ、沖委員。
- 沖委員 沖です。失礼いたします。第2部分科会60分なんですけれども、これは分科会44～48名というのはリアル参加のこどもたちプラスファシリテーターということで、3テーブルで分かれて話をするというふうに理解をしたんですけども、1時間でこれだけの人数がわあっと話すのってかなり難しいことであり、ファシリテーターに相当な力量が求められると思うんですけど、

実際に話されるこどもたちの言葉というのは多分とてもとても大事な言葉だと思うんですね。全部それを1人のファシリテーターが吸い取って、後で報告書みたいなものにまとめられると思うんですよ、この分科会ではこういう発言があったという。それはとても重要なソースだと思うので、1時間で50人近くのこどもたちが話をする、出てきた言葉を吸い上げる、これはちょっと丁寧に吸い上げて報告を受けたいなと思うところなんです、その辺のまとめをどう画策していらっしゃるかお知らせください。

○宮本委員長 どうぞお願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。こちらにつきまして、ファシリテーター1名だけというふうには考えておりませんので、場合によっては1名、2名程度というふうに考えておりますので、そのあたりはファシリテーターの方が決まりましたら、どういうふうに進めていきたいのかというところはお伺いしながら、必要な措置は行っていきたいというふうに思っています。

とりあえず当日、この6番のタイムスケジュールのところで、最後は16時からこのところで分科会報告というのがあるんですけれども、ここは詳細な説明・報告は難しいと思うんですけれども、概要についてファシリテーターの方から説明いただく、御報告をいただくということは考えております。

以上でございます。

○宮本委員長 分科会はこどもだけではないですね。

○宮葉課長 一般参加者というか、もちろんこどもも含まれますけれども、そのほかの大人の方々とも入ってくるとは思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。はい、松島委員。

○松島委員 松島です。2点お伺いしたいところで、今、沖委員がおっしゃっていたどのように報告を上げられるのかというところは難しいところだと思うんですが、通常行われているこども・若者フォーラムに関しては、ユーチューブに上がっている動画を見ることで、我々が、それがどのような議論が行われて、どのような結果が生まれたのかというのを確認するような現状があると思います。このシンポジウムに関しても、同じような形で動画での記録が残ったり、またはそれが公開されるというようなところが予定されているのかどうかというところ、あと先ほどあった文字資料としてこちらに改めて提供していただくことができるのかというところをお伺いできればと思います。

○宮本委員長 事務局、お願いします。

○宮葉課長 動画につきましては、同じように、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、編集して字幕等をつけた後に公開していきたいというふうに思っています。また、資料等につきましては、ファシリテーターの方といろいろ調整しながら、可能な範囲で公開していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○矢尾板副委員長 ぜひ、文字資料は文字起こししたもの、今AIを使えばそんなに難しいものではないと思いますので、それは共有をしていただいたほうがいいのかなと思います。別にまとめる必要性もないと思うので、文字起こししていただければいいのかなと。

ただ動画に関しては、映っている方の同意を得ないとなかなか難しい部分があるので、みんな出たいという方だったらいいんですけど、そうでない方が、動画を残しますといったときに出にくくなってしまうということもあるので、そのあたりはちょっと慎重に対応をしていただいたほうが——必ずしも動画に残すことがいいことではないと思うので、そのあたり、皆さんが意見を言いやすい環境の中で適切な意見を残せる体制を整えていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

○宮本委員長 そうですね、そのあたりはちょっと御検討をまず事務局のほうでいただきたいというふうに思います。

そのほかよろしいですか。はい、藤芳委員。

○藤芳委員 すみません、私どもは知的障害のこどもを持つ親の会なので、知的障害の子も含めて障害を持つこどもがどういうふうに意見表明できるかということに注視していきたいんですけども、県のほうは公開をしています。昨年度、パネルディスカッションなど載っているものの、趣旨とかは変えないと思うんですけども、こういったことが障害の子も分かりやすいように、例えば絵カードで出してもらって、こういうことを私たちは知りたいんですけど意見が欲しいという形にやってきていただければなと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 そのあたりは藤芳委員にも完全に関わっていただいて、どういう形でどうすればいいかというのをこの機会に工夫をできればいいですね。

そのほかいかがでしょうか。はい、吉永委員。

○吉永委員 吉永です。分科会のテーマについての質問なんですけど、②だけ若者が入っているんですけど、これは①も③も入っているんですね。

○宮葉課長 そうですね、一般的なところで、こどもの権利、こどもの居場所というような概念があるので、①、③についてはそのほうにさせていただいたというのはございます。

②につきまして、社会参画というところで、もうちょっと上の世代の方も当然、今もいろいろ関わっている中で、この若者という表現を入れたというところがございます。

その件につきましては、ファシリテーターの方とまたいろいろ調整しながら、実際の会話の中で、そしてその話をする中でこどもだけという限定をすることにはならないかとは思いますが、そのあたりは今後いろいろと調整していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○吉永委員 分かりました。どうして質問したかという、私たちは施策の推進の部会になったんですけど、そのときにこの既に配られているものの中に、市の方針として、困難な状況に置かれた若者の話があって、特にこの居場所に関しては、やはり、こども・若者の居場所というテーマがないと、こうやって来られるというのは難しいのかなと思ったので質問しました。

○宮本委員長 そうですね、今の吉永委員のお話は資料3の裏面ですね。第2部分科会の①②③とありますけれど、②はこども・若者の社会参画、③はこどもの居場所となっていると。③のこどものところは「こども・若者の居場所」とすべきではないかという御意見だったですね。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岸委員 これはそれぞれの感じ方もあると思うんですね、こどもと若者って。これは確かこどもプランに基づいて18歳未満がこども、19～30歳までが若者という定義に基づいて言っている。だ

から、権利でいえば、こどもの権利というのと、18歳未満までの権利と、若者の権利は成人全体の権利になってしまうので、行政上の言葉というか、法的な根拠にある言葉としては、こどもの権利で1つの言葉になるということだと思っ

ただこの委員会といいますかね、ここで考えるときに、その行政上の言葉の縛りというものをどこまで——このペーパーに表れてくるものと実際の内容の部分とで少し考慮する必要はあるかなというふうに思いますね。つまり、実際に19歳以上の若者たちの居場所の問題というのは課題になってくると思いますね。権利の問題でも、相談の必要のある若者はいると思うので、そのあたりの部分は、配慮のある言葉がどういう言葉なのかというのは検討をする必要があると思いますが、ちょっとそういったことでどこか、折り合いをつけるというところとちょっと表現が悪いかもしれないけれども、考慮できたらなというふうに思いますが。多分そのあたりが今の吉永委員と市の担当との間の——多分言っていることはそんなに違わないんだけど、それぞれが違和感を持つちやうとすることがあるんじゃないかなと思います。

○宮本委員長 どうでしょうかね。私が関わっている居場所事業に関しては、こどもの居場所も若者の居場所も両方とも重要で、両方とも今進行していますので、ここも②に合わせて、「こども・若者の居場所」で取りあえず設定して、参加される方によってどっちに関心があるかとかいう形であるかと思っ

そのほかいかがでしょうか。御発言は大体出尽くしたということによろしいでしょうか。

そうしましたら、シンポジウムに関してはおおむねこの事務局案で、幾つか御意見があったことを補った形で実行するという

【 異議なし 】

○宮本委員長 じゃ、その次です。議題（3）ですが、市民からの意見等の収集について、事務局からお願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。資料4-1を御覧いただければと思っ

市民からの意見等の収集についてということで、こちらにつきましても前回の委員会におきまして御審議いただいたところ

まず1つ目の目的でございますけれども、社会全体でこどもや子育て家庭を支援する機運の醸成に資する条例とするために、当事者であるこどもや若者をはじめ、広く市民の意見等を聞き、可能な限り反映できるよう、アンケート調査等によりまして意見等の収集を

2番の調査対象につきましては、まずアンケートの調査区分ですけれども、前回での御意見を踏まえまして、小学1年生～3年生で1つの調査区分、それから小学4年生～6年生、中高

(2)は対象団体等の選定及び周知でございますけれども、まず1つ目の小学校・中学校・高校等につきま

きたいと思っております。選定に当たっては、教育委員会と協議いたしまして、学校の規模などを勘案して決定していきたいというふうに思っております。

また、市立養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校等につきましては、意見収集の方法を個別に学校と調整の上、実施していきたいというふうに思っております。

また、対象とならなかった学校につきましては、チラシの配布等を依頼いたしまして、関心のある子どもから回答のほうを回収したいというふうに思っております。

2つ目は、大学生、社会人につきましては、まず、ちば産学官連携プラットフォームがございまして、ここに参加されている大学8校、短大4校については、この事務局を通じて周知を行っていただくほか、そのほかの学校につきましては個別に周知のほうをお願いしていきたいというふうに思っております。

社会人につきましては、ホームページやシンポジウム等を活用して周知を図ってきたいというふうに思っております。

また、小・中・高校の保護者につきましても、学校を通じてチラシを配布していきたいというふうに思っております。

それから、子どもに関する施設ですけれども、こちらの検討委員会の委員の皆様のそれぞれ所属されている団体等を通じて周知のほうをお願いしたいと思っておりますが、そのほかの各種団体につきましても、事務局のほうから周知を依頼していきたいというふうに考えております。

裏面をお願いいたします。

3番の実施方法ですけれども、まず1つ目、回答方法ですが、小・中学校につきましては、市立の小・中学校で、各子どもに配付されておりますタブレット端末によって回答をしていただくような形を考えております。また、上記以外につきましては、基本的には電子申請フォームで回答をしていただく形を考えております。

(2)のその他でございまして、市立の小・中学校での実施に当たりましては、子ども基本法に関する説明動画というものがございまして、これを視聴していただいた後に、子どもの権利等について理解を図った上で回答できるように配慮していきたいというふうに考えております。

また、電子申請が難しいという方につきましては、アンケート用紙をホームページに公開をしてダウンロードできるようにしたりですとか、あるいは、希望者には紙を郵送するなど、電子申請以外の方法でも回答できるように配慮していきたいというふうに思っております。

また、このほか9月から10日間という短い期間ではあるんですけれども、Webアンケートというものがありますので、これを活用して調査を行ってきたいというふうに思っております。

ここで、実際に市立の小・中学校においてタブレット端末を活用してアンケート調査を行っていくのですが、その内容につきまして、所管のほうから説明させていただきたいと思っております。

○保田課長 教育支援課の保田と申します。中学校の国語を教えている教員の出身でございまして、昨年度まで現場でギガタブを使っておりまして、ギガタブを使ったアンケートと、それからアンケートの内容について少しお時間いただいております。本来なら大きな画面を使って、こんな感じでアンケートが取れますよというお話ができればよかったんで

すけれども、ちょっとなかなかそれができないので、こちらの端末を使って少しお話をさせていただければと思います。

今、私が手元に持っておりますものが、千葉市の小・中学生が1人1台持っている「ギガタブ」という愛称で呼ばれている端末になります。こちらのほう、現在のところGoogleフォームで一応モデルをつくっております、画面でアンケートを取ることができるようになっております。

このアンケートは、1か所に即時的に集計されまして、その結果が円グラフや棒グラフですぐに示すことができるようになっております。この端末は1人1台持っておりますので、先ほど御説明がありましたアンケートにつきましても、各学校においてアンケートを取ることが比較的容易ではないかなと考えています。

ただ、先日、委員さんからも御指摘があったように、アンケートで使っている用語が非常に難しいということがございますので、本当はルビをふるのが一番いいと思うんです。ただ、Googleフォームがルビを打てない仕様になっていまして、皆様のお手元にあるアンケートに括弧書きにしなければ読み仮名をつけることができないと思います。ただ極力、読み仮名をつけることで正しい理解をしていただく工夫をしたいと思っておりますし、今のモデルでは、括弧で読み仮名が振ってあるだけですけれども、できれば、適切な部分で半角のスペースを打つてもう少し読みやすくすることで、もっと子どもたちは自分の力で理解してアンケートを回答することができるのではないかなと思っております。

ただ、そうは申しましても、かなり注釈を加えないと、同じ学年の生徒であっても、その言葉に対する理解に差がございますので、そこについては極力注釈をつけるということで事務局のほうをお願いをしまして、それで仮にダイヤモンドの形で、言葉の意味が分かるようにしておりますが、この点については、我々いわゆる現場の教職員出身のほうでアドバイスをしながら、もう少し精緻にやっていくといいのかなというふうに思っております。

また、委員の方々から今度御意見をいただいて、私見ではあるんですけれども、学校現場で実際にアンケートを取るとなると、担任の先生が、「じゃあギガタブ開いて」、「クラスルームがここにあるからそのアンケートをクリックして答えてね」って。当然子どもですから、やっぱり注釈がついていても分からない、言葉の意味が分からないという質問があると思うんです。ですから、そうしたことにも対応できるように、できれば先生向けに、簡単なアンケートマニュアルのようなものをつくって、等しく説明をすることによって、どのお子さんにも同様の理解でアンケートに回答してもらうことで、よりはっきりとした結果が出るのではないかなと考えております。そうした形で小・中学生についてはアンケートに答えていただけたらと思っております。

また、特別支援学校のほうにも少し問合せをしましたが、やはり、これもお子さんの状況にもよりますけれども、ギガタブを使ったアンケートであっても、なかなか実際に言葉の意味を理解して端末を操作するというのは、お子さんによっては簡単ではないケースもあるということです。それについては学校に少し負担をしていただいて、先生方がマンツーマンについて補助するような形でやらざるを得ないかなと。そうすると、アンケートのつくり方や問い方についても若干工夫が必要ではないかというのが現場の先生方から御指摘をいただいているところです。

あと、市立高校につきましてはギガタブはないです。BYODという形で、子どもたちがそれぞれ各自で端末を用意して、それを利用しているということですけど、各自の端末からフォーム

のほうにアクセスして答えることは可能であろうということはいただいております。

すみません、ちょっと雑駁ですし、アンケートもイメージがお伝えできなかったんですけど、私からの説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、これから残る時間はほぼこの調査について皆様から御意見をいただきたいと思うんですけど、まず、資料4-1のところ、ただいま御説明いただいた意見等の収集の方法について御意見があったらお願いします。どうぞ、榎浦委員。

○榎浦委員 榎浦です。先に、ケアレスミスであると思いますが、アンケートの資料4-3が、小学5、6年生と書いてあるんですけども、これは4、5、6ということの間違いですよ。それはいいんですが、もう一つ気になるのが、資料4-1の裏面、実施方法のところ、(2)その他の「市立の小・中学校での実施にあたっては、子どもの権利条約」と書いてあるんですけども、これは「条例」の間違いですよ。

○宮葉課長 これは「条約」のほうです。

○榎浦委員 分かりました。この子どもの権利条約に関する説明動画というのはどこにあるものでしょうか。

○宮葉課長 千葉県以外の自治体なんですけれども、そういった公共的な団体で子どもの権利条約を説明したような動画が幾つかありますので、その中で分かりやすくつくられているものをピックアップして活用しようかというふうに考えております。

以上でございます。

○榎浦委員 じゃ、既存のものを使うということですよ。新たにつくるということではなく。分かりました。当然、これは小学校1～3年生に向けてはその方が分かりやすいものという考え方で、それぞれの世代によって違うものを動画として提出するという感じでよろしいでしょうか。分かりました。

○宮葉課長 そのあたりは、先ほど説明があったように、ギガタブを使ってアンケート調査をする中でこういった動画等を視聴するという形で、教員の方がいろいろ指導をしながら見ていただくような形になりますので、そのあたりの内容のほうの理解も、もし動画だけで難しいようであれば、教員の先生方等にそのあたりの説明も補足で付け加えていただくとか、そのようなことも検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○榎浦委員 ありがとうございます。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。山口委員からどうぞ。

○山口委員 青少年育成委員会の山口と申します。お願いいたします。資料4-1、対象団体の選定のところなんですけど、特に小学校なんですけど、教育委員会さんと協議をして規模等を勘案しということなんですけども、規模というのは、例えば学校の生徒数であったり児童数であったりということ、もろもろあると思うんですけども、我々青少年育成委員会というのは本当に地域に密着しているものですから、学校によって非常に特色が違って出てくるんです、同じような地域であっても。その辺もきちんと押さえていただいて、一般的な、誰でも、あなるほどねというような回答だけじゃなくて返ってくるような、そういった意図があったほうが、我々は地域に

密着していつも活動をしているものですから、この辺が見たいデータでやりたいなと思います。よろしく願いいたします。

○宮本委員長 大事なことですよね。それから先ほど松島委員でしたでしょうか。

○松島委員 すみません、松島です。グーグルフォームに関することで意見をお伝えさせていただければと思います。括弧書きでまず平仮名を振っていくという作業、非常に大変だったと思われるんですが、グーグルフォームはルビがつけられないんですが、画像はつけられます。なので、ルビを使った文字列を画像化して添付すればルビという問題はひとつ解決できるかなというふうに思っております。

あと、一番最初の動画の視聴なんですけど、アンケート、グーグルフォームですと必須、これをやらなければ次の質問に行けないという設定ができるかと思えます。一番最初のところの絶対条件に動画を組み込むことで、各自がそれぞれのペースで動画を見てその先に、質問に進めるというふうにはできるのではないかなというふうに思います。動画を見るということになってくると、問1、あなたは子どもの権利条約というものを聞いたことがありますかという質問が子どもには少し難しい部分があって、今見たから聞いたことある、学校の先生から、というふうにつながってしまうことが小学校の低学年だと予想されます。中学校でもそういうふうに解釈するこどもがいるかと思うので、質問の聞き方を変えるか、または削除してしまうかというところは検討をされるといいのかなというふうに思います。

以上です。

○宮本委員長 適切な御指摘かと思えます。それでは、小林委員。

○小林委員 ひまわり会の小林です。今のお話ともちょっと関連するかなと思うんですけども、動画を見てアンケートに答えるというのが、それだけで本当に理解できるのかというあたりがあって、それは何か私事として考えて回答をするというふうにならないんじゃないのかなということを考えて、この生きることって何だ、育つことって何だということを、自分はどうなんだろうというふうに考えられることは重要なんだろうというふうに思うと、動画を見て理解してもらったからいいということではなくて、まず、この授業の中でこういうことを取り扱ってみんなで考えてみる、まずその意見表明の前に意見形成をするということ考えたほうがいいのかというふうに思いました。

そういうことからすると、さっきのお話にちょっと戻るんですが、パネルディスカッションも、例えば、子どもたちが思いを伝えるにはというのは大人側の意見ですよというのは郡司委員からお話があったと思うんですけども、子どもを主語にするということがやっぱり大事かなと思うので、パネルディスカッションに参加する大人側は子どもが思いを伝えるにはどうしたらいいかということを考えるというテーマでいいと思うんですけど、参加する子どもたちは、僕たち私たちは社会に思いを伝えるにはどうしたらいいかということ発信できるようにしてあげたいなというふうに思いました。

以上です。

○宮本委員長 そうですね。この小学生の下の学年の子たちにこういう内容を、何を尋ねたいかと十分検討が必要かと思えますね。権利とは何かを知っているかどうかとか、権利条約を知っているかどうかそういう問題じゃなくて、日頃から自分がいろいろな意味でつらい思いをしたり、何か

困ったときにきちんとそれに応えてもらっているかとか、こういうことを言いたいけど言うところがなかったんだとか、何かそういう子どもたちの日常生活の中の思いをもっとストレートに聞いたほうがいい感じがしますよね。権利条約を知っていること自体に意味があるわけではないですよ。そうじゃなくて、自分がちゃんと守られているかということなので、そのあたりをきちんと把握できるような調査票にする必要があるような気がしますね。

田村委員、どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。私もちょっとこの小学1～3年生のアンケートを見ていて、これはちょっと——実はまずは今あるものを見ると、権利についてと言って、その後に「困ったときに相談できる人」というのをイメージするのは非常に難しいですね。それでしかも「困ったときに相談できる人」というところに、おうち、学校、先生、またおうちって、これは場面も全部変わってくるというのは、1～3年生に答えていただくのは——多分、学校の先生が一番御存じだと思うんですけど、場面設定を全部変えるというのは非常に答えにくいというのが実際のところで、これをどうしても答えてほしいというのであれば、例えば、まずは学校の場面ですという、一番学校で答えてもらうわけですから、想定しやすいところの場所を決めて、そこでどうですかというのを聞いてから、ではおうちではどうですかとか、あと、おうちと学校以外でどうですか、地域というのがやっぱり分からないです、今の子どもたちは。ですので、そういった言葉かけのやり方というのはぜひ先生方一番御存じだと思うので、また、そういうところで構成の仕方というのはあると思います。

ただやっぱり、今、委員長も言っていたように、それを聞くことが適切なのか、それから、例えば、私もよく大学生でも権利のことを言うときに必ず聞くんですけど、小さい頃に空き地で拾ってきた花をお母さんに捨てられてどんな思いになったかという、大学生でも聞くんですが、そういうことはありましたか、あるとみんな言って、そういうのは、大人からやられたことを元気に答えるんですよ。ですので、大学生でもそういう質問から入るのが最初のイメージ化では必要になるんですね。ですので、やっぱり自分が大切にしていたものにひどいことをされたかというのを聞かれたときに、なぜなのか、それについて話をしたかとか、何かそういうことから自分の権利の理解ということとかも始まっていくと思いますので、やっぱり具体的な例、最初にこのアンケートを答えてもらうための例というよりは、自分の権利というものが何なのかということをしっかり分かっていたかということを具体的にイメージ化して、その上で答えていただくという——時間がない中でそれは求めるのはちょっとあれなのかもしれないんですけど、やはりそうしないと、実はこれは1年生から3年生のものだけではなくて、4、5、6年生のものもそうなんです。例えば、問2というところで、これだけの項目、1から19までの項目を、守られている、守られていないというのを考えて、この1から19も雑多なんです。これ、大人が答えるのでも結構大変なんです。ですので、こういった項目設定というのをどうしていくかというのをもうちょっと細かく具体的に考えないと、子どもはもう問2で疲れきっちゃうとか、そういうアンケートになってしまっているかなというふうに思っていて、どういうふうに答えていくのかというのは先生方も答えていただくのに御苦労なので、どういう形式でやっていくのかというのをちょっと考えないといけないかなというふうに、ぱっと見して、グーグルフォームにするから答えやすいというのとはちょっと違うかなと思うので、ちょっとその部分をも

う一度御検討いただきたいなというふうに思っています。

○宮本委員長 郡司委員、お願いします。

○郡司委員 郡司です。私からは2点お伝えできればと思います。

まず1点目は、先ほどから意見が挙がっているものとして、こどもの権利や子どもの権利条約というものを知っている、知っているかどうか、認知度をはかる調査になってしまっているんじゃないかなというところですか。もう一度改めて4-1の目的のところを見ていきたいんですけども、この目的のところでは、意見を聞いて、可能な限り反映するためにこのアンケート調査を実施するというところだったので、そこに鑑みると、私たちもこどもの権利の認知度みたいなのところを聞いたところとか、どういうふうにこの意見を反映できるのかなというところはちょっと私、今現実的には不透明になっていると思ったので、その点が疑問として上がっているということ、発言させてもらえばと思います。

もし可能なのであれば、もう少し設問を変えて、あなたは何に困っていますかとか、もっと根本的な話とか、その理由は何ですかといったところ、もう少し自分の間に落とし込んで意見を書いてもらわないと、なかなかあまり意味のないアンケートになってしまうのではないかなというふうに危惧しております。

2点目として、ちょっとこれは言葉の揚げ足取りになってしまうかもしれないんですけども、アンケートのところどころに「こども」が、「こども・若者」という言葉があると思うんですけど、「こども」というのは、若者と共通した言葉だと思うので、もしこれは並列して書くのであれば、「子ども・若者」という表記が正しいのではないかと思います。

以前も発言したんですけども、特に中高生、若者向けのアンケートに関して、最初の目的の文章のところは「こども・若者」になっているんですけども、文章の中をどんどん見ていくと平仮名部分、全部…。

○宮本委員長 今、非常に大切な御発言のところ電波障害でちょっと聞き取れなかったんですけど、文字で出ていますか。郡司委員、今ちょっと音声があまくこっちに出てこなかったんで、一番大事な御発言のところ聞き取れてないんですけど。文字で分かるようだったら読み上げてもらえますか。

○事務局 テキストで打っていただくようにお声がけします。

今打っていただきました。中高生と若者向けのアンケートは、こどもに若者が包摂されていることを書いてほしいという御意見です。

○矢尾板副委員長 じゃ、発言させていただきます。今までちょっとお話を聞いていて、ちゃぶ台返しをしちゃうかもしれないんですけど、やっぱりアンケートをやる目的と内容というのが、委員の皆さんからお話を聞いてちょっとずれているなというのは多分多くの意見なのではないかなといったときに、アンケートってリサーチクエスチョンをちゃんと立てて、それをどう聞くかということ、これを基本的に考えなければいけないものだと思うんですね。

今回のアンケートの目的は、広く市民の意見等を聞き、可能な限り反映できるというときに、このアンケートでは今こどもたちが抱えていることを知ってそれを反映するのか、それとも、私たちの考え方をこどもたちにちょっと知ってもらって、それについて意見をもらうのか、この広く意見を聞いて反映するという2つの考え方があるんじゃないかなと。どっちなのかなといった

ときに、何となくアンケートのほうでは課題を聞いて反映させていきたいというところでこの時期かなと、要はアンケートの実施時期もこういう時期で設定されているのかなというふうに理解をしています。

そうすると、それで前者で行くとすれば、もう少し課題が把握できるような内容に少し設問項目を立て直すということは必要なと思いますし、もしこれが時期的にもう少しずらせるのであれば、意見聴取の機会としては9月にシンポジウムがありますので、そのあたりを踏まえて現状そういった意見も聞きながら、またこれから部会で委員の皆さんにもいろんな議論をしていただく中で何か見えてくる、もっとここは意見を聞いておかないといけないよねみたいなものも出てくるかもしれないので、そういったことを踏まえて若干時期をずらしてアンケートを実施するというのも1つの考え方なのかなというふうに、ちょっと皆さんの意見を聞きながら思ったもので感想も含めてお伝えをしておこうかなと思って発言をさせていただきました。

そうすると、もう少し時間的な余裕があるので、このアンケートをつくるとかいうこともいろいろもうちょっと詰めていけるのかなと思いましたので、若干そのあたり、事務局としてはやっぱりこのスケジュールがマストだということであれば致し方ないんですけども、そのあたりも含めてどうかなというふうに思いました。

○宮本委員長 ありがとうございます。じゃ、どうぞ。

○米田委員 アンケート、ギガタブでやるということなんですけど、ギガタブを使わない子とかいるかもしれないという前提もあるんですけども、同じクラスに多様な子がいるということはやっぱり意識してほしいと思いますし、社会の中にも多様な人がいるというのは理解してほしいと思うので、2種類のやり方、タブレットでやるのもいいんですけども、ちゃんと紙のものも用意してみんながやる、僕はこっちのほうがやりやすい、私はこっちがいいという子はいると思うんです。でも、集計上はタブレットを使うのはすごく楽だと思うんですけど、こどもの意見を吸い上げるというには1つにこだわらなくてもいいのかなと思いました。

例えばですけど、今ユニバーサルデザインとかでフォントとかも読みやすい——明朝体は読みにくいとかいう方もいますよね。そういうのにもちゃんと対応したアンケートであってほしいというのは、紙のものでもタブレットのものでも思いました。

あと、年齢設定がいろいろあるアンケートなんですけれども、18歳以上になるといきなりルビが振られてなくて、18歳以上でも読めない人もいると思うし、その人達にとっても選べるように、社会の中にいないということと同じになっちゃうというのはとてもつらいことだと思うので、自分もそのアンケートに参加できるという形をいくつか考えてほしいなと思いました。

○宮本委員長 どうぞ、沖委員。

○沖委員 米田委員の意見に関することじゃなくて別件なんですけど。

まず、やっぱりこのアンケートが、保田課長がおっしゃられたようにすごく難しいと思うんです。なので、アンケートの正確な回答率を上げるためには、今、道徳の時間というのがあるのか分からないですけど、学校の授業の中で1時間取っていただいて、なおかつ、このこどもの権利というのを別紙で、紙で用意してあげて、目線がちょろちょろするとこどもってまず集中力がなくなりますし、紙でこういうふうを書いてある、画面を確認しながら、なおかつ、先生と話をしながら回答をするというのはすごく集中できると思うんですね。

あと、1年生から3年生、資料4-2の間2なんですけど、これは非常に見にくいと思いました。1、2、3、4と書かれていることが下の表に全部書いてあるので、問2の設問、あなたはこどもにとって4つの大切なことは、自分に対して守られていると思いますかという、「自分に対して」という言葉があると、ああ僕は私は分かんないけどほかはやっているのかなあという、ふわふわした考えで答えないと思うんですね。自分に対してこの4つは守られているかな、ア、イ、ウ、エとあって、その下にこの四角があればすごく分かりやすく答えられると思うんです。

あと、これはあくまでも現状把握のアンケートの設問になっていると思うんですけど、実際にこの後聞きたいのは、あなたが興味のあることは何か、やりたいことは何かという質問も1つあるととてもいいんじゃないかと思うんです。

ごめんなさい、あと小学校4~6年生の間5なんですけど、エとキ、ここには「学校に通えない」とか「おうちの人や先生に相談できない」という否定的な言葉があるんですけど、この言葉を使わないで、例えば、エの場合は、「学校に通えないこどもに対する支援」ではなく、「ずっと家にいるこどもに対する支援」とか、あと、キの場合は、「おうちの人や先生に相談できない悩みを持つこどもが相談できる場所」ではなくて、「本当に思っていることを聞いてくれる人がいて言える場所」など、ネガティブワードを使わない設問をするといいかなと思いました。

あと、同じく問8なんですけど、ここの中に、「どのようなところであれば相談してみようと思いますか」というところに、「自分の話を許可なく他人に話さない」という項目も付け加えていただけたらと思います。いろんなところで相談して、自分の話がいろんなところで話されちゃっているんじゃないかというのは、こどもにとってちょっと怖いことなので、その設問もあるといいなと思いました。

続いて、4-4なんですけど、基本項目、中学生~高校生等というところに、「働いている(正社員)」というのがあるんですけど、正社員はそういないだろうということで御検討をいただければと思います。中学生から高校生のところで正社員で働いている子がいるのかどうかというのはちょっと疑問になりました。やっぱり、どのアンケートにも最後には、「自分が興味のあること、やりたいことは何ですか」というのを私は聞いてみたいです。すみません、長くなりました。

○宮本委員長 ありがとうございます。そのほかいかがですか。先に郡司委員、どうぞお願いします。

○郡司委員 テキストでも一応打ったので、もし私の音声途切れたらこちらを読んでいただければと思います。

先ほど道徳の授業で授業を1回やったほうがいいんじゃないかということがあったんですけども、それに関連して、先ほどから動画を見せるだけでは理解が足りないんじゃないかとか、それで終わりにしていいのかという議論があったと思うんですが、例えば、御提案なんですけれども、セーブ・ザ・チルドレンだったりとか、こどもの権利に関する教材を開発されている団体がありますので、例えば、アンケートを実施する予定のところに講師を派遣するか、そういったところに協力していただいて指導案をつくって、それを対象となる学校に配って、それで授業をやってもらえるか、こういった形で1時間、こどもたちがこどもの権利について考えて議論をする時間を設けてからアンケート実施できればなというふうに思っています。ただ、ここは学校のカリキュラムとの兼ね合いもあると思うので、道徳だったりとか学活の時間、特別活動なんかを使う

ことを前提に、教育委員会の方と議論できればと思っているところです。

以上です。

○宮本委員長 はい、村山委員。

○村山委員 村山です。意見がありまして、進め方についてなんですけれども、多分このアンケートについては、ほかのテーマもそうなんですけれども、皆様かなり御意見があつて、これは多分今回の御意見を反映されてつくってというのでは、正直、多分直ったものでもまた議論しちゃうんじゃないかというふうに思っています。ですから、ちょっと作り方なんですけど、例えば今日の御意見を踏まえて、事務局の方と、あと例えば委員のどなたか核となる方とちょっと共同してつくられてというふうにしたほうがいいのかという気がすごくして、その核となる方が決まったのであれば、皆様御意見いっぱいあるでしょうから、期日間というんですかね、会の中の期間に、いついつまでにメールでとにかく意見を出し切るというふうにしていただかないと、多分これは終わりがなくなってしまうと思うので、まず進行について意見が1つございます。

もう1点は、アンケートを実際に取るという場面なんですけれども、先ほど来出ております、何らか授業みたいなものをしていただいた上でこの回答をしてもらうというのが私は一番理想的だと思っています。この学校という場でぜひやっていただきたいんですけれども、その授業をやっていただく教職員の方にも権利のことをまずちょっと知っていただきたいと、そういうことがございます。今ちょっと松島委員とこそつと書いていたんですけれども、やっぱり教職課程でもどうも必ず子どもの権利を学ぶわけではないというところで、私も学校とのお仕事をいただいたりするんですけれども、あまり知らない方も確かにいらっしゃって、教職員の方がこれを機にみんな知るみたいな機会になるととてもいい効果になるかなというふうに思いましたので、そういう意味で進行とかについて意見を出しました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。そろそろ予定の時刻が迫っておりますので、この調査に関しては、今日はここまでにしたいと思います。これは普通の調査票調査の5、6倍もあつて、全部年齢が違って、しかも子どもたちだということで、相当準備を重ねないと調査は失敗するだろうという懸念がございます。今たくさん御意見も出ておりますので、これからどういう体制でこのアンケート票を完成させるかということなんですけど、今、村山委員から出されたように、要するに全体の委員会というわけにいかないの、事務局と委員の誰かでこれをつくっていかなければいけないだろうなということで、また後日事務局と私のほうで相談をさせていただければというふうに思います。

だけど、全体としては、例えば、私は大分前ですけど、スウェーデンに行ったときに、ある自治体が、保育園の子どもから大学生とか社会人までこうした調査をやって、子どもの行動計画をつくったという自治体の話を聞いたんですけど、保育園で子どもに何を問うたかということ、何が一番好き？とたずねたということなんですよね。ということは、保育園の子だから「何が好き」という設問にしたのですが、それが小学生、中学生となっても、やっぱり考え方としては同じではないかと。あなたにとって何が今幸せと感ずるとか、幸せじゃないと感ずるとか、何が悲しいとか、何が楽しかったとか、そういう実態等を含めてその実現が権利擁護であるという、何かそういうつくりをしていかないと、あまり意味のある調査にならないのではないかと、そんなこと

を今日いろいろ御発言を聞きながら感じたところでございます。

じゃ、このあたりちょっともう1回、事務局と相談を続けさせていただきたいと思います。はい、どうぞ。

○**矢尾板副委員長** 今の委員長の御発言を踏まえて、また、村山委員のお話もありましたので、委員の皆様、部会のほうもあるので、一度ここで委員長と副委員長でお預かりして、事務局と調整してということでしょうか。それでアンケートの細かいところはメール等で事務局にお伝えいただいて、それをまず1回ちょっとお返しいただくということでしょうか。

○**宮本委員長** よろしいでしょうかね。今日は意見を出すための用紙もつくっていただいているようですので、例えばそういうものを利用して、ぜひこのアンケート調査についての御意見を具体的に上げていただければというふうに思います。

それでは、もう最後ですけど、その他でございます。事務局から何かありますか。どうぞ。

○**宮葉課長** こども企画課でございます。次回、今年度第3回のこのこども基本条例検討委員会について、でございます。予定ですと、先ほどスケジュール表でもお示ししましたが、10月～11月頃の開催を予定しております。日程につきましてはまた改めて調整をさせていただきます。

また、その間に開催する部会につきましては、後日、部会長に御就任いただいた委員にこちらのほうから個別に御連絡いたしまして、日程調整の上、開催の段取りをつけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今委員長からも御紹介がありましたけれども、意見提出シートというものを御用意いたしましたので、この委員会終了後に、お気づきになった点などがございましたら、できましたらおおむね10日から2週間ぐらいを目安に送っていただけるとありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○**宮本委員長** 小林委員が何かちょっと御発言があるそうです。

○**小林委員** すみません、小林です。前回の委員会のときに、川崎市のこども権利条例がすごくすばらしいんだよという話を沖委員からお聞きして、ああそうなのかというふうに、お恥ずかしながら私も全然知らなかったところだったんですが、本当にたまたまいいタイミングで、この権利条例をつくった方とお会いする機会がありまして、こども権利条例の千葉市の委員になっているという話をしたら、勉強会みたいなのをしてくださるというお話があって、今いろんな、こうしたらいいかなああしたらいいかなというのを、私たち、一から考えているのでとても大変なんですけれども、川崎市ではこういうふうにやったよとか、その方が武蔵野市と目黒区も関わられたということなので、そういうちょっとエッセンスをいただいて、おいしいとこ取りじゃないですけれども、千葉市もそれでこんな視点でやっていけたらいいかなみたいなことを考えられたらいいかなというふうに思っています。

前回の委員会で、いろいろ委員から意見が出たところを事務局のほうでは本当にそこを酌んでいただいてありがとうございました。そんなふうにして事務局と委員と一緒につくっているという感じが少しずつ感じられるようになってきてうれしいなと思うので、ぜひ事務局の方も一緒に聞いていただくような勉強会ができたらいいかなと思っています。ただ講師としてお招きするに当たって謝礼の問題みたいなものもあるかなと思うので、そこはちょっと課題かなと思っています、

その方は、交通費だけで行きますよとは言ってくださっているのですが、例えば本当に公式の勉強会にするのか、オンラインにするのか、みんなでやるのかみたいなちょっと考えられたらいいかなと思いました。

以上です。

○宮本委員長 それはちょっと預からせていただきます。では、副委員長のほうからちょっと総括を……。

○矢尾板副委員長 すみません、もうお時間を過ぎていますので。

今日、大きなものとして部会の設置ということで、前回、委員長から発議されたものがその後事務局に御検討をいただいて本当によかったと思います。どうもありがとうございます。正式に部会のほうが始まっていくと思うんですけども、皆さん本当にそれぞれのお立場がありますので、多様な意見があると思うんですね。委員会としては最後に1つのものにまとめていかなきゃいけないということもあって、そのプロセスの中では、多分納得のいかないこととか御不満とか残るといふふうに思います。

実は、こうした委員会とか部会って、検討をするだけじゃなくてみんなで納得をしていくプロセスでもあるということがすごく重要なことというふうに思っていて、ぜひ部会での集中的な議論を通じて、そのプロセスを踏んでいくということが大切だというふうに思っています。そういう意味では、いろんな御意見を部会の中でも積極的に出していただきたいなというふうに思っています。

ただ、ちょっと心配してしまうのは、これは、この検討委員会の事例ということではなくて、他市の事例なんかを見ていますと、たまに見られるのが、委員会を超えて、ちょっと納得のいかない、不満があったと、SNSとか、直接、例えば市長、副市長、あとは幹部の皆さんに言っちゃうというようなことがたまにあって、働きかけをしちゃうみたいなことが、僕もほかのところでもやっていますけれども、あります。そうしたことがあると、検討委員会という仕組みで進めていますので、検討委員会の根幹が崩れていっちゃうと思うんですね。そうしたことを考えていくと、やっぱり委員会や部会での議論をしっかりやっていって、そしてその合意を相互に尊重していくことが大切だというふうに思いますし、そうした中で部会の中でもいろんな議論が出ていく中で、お気づきの点があればまず事務局を通じてお話ししていただくのがいいのかなと。それに対して、例えば委員長も、または私もそうなんですけれども、いろんなサポートはさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御意見等あれば事務局のほうにおっしゃっていただくのはとても重要なことだと思いますので、ぜひ気持ちのいいプロセスを踏んでいきたいなというふうに思いますので、その点については改めて、こうした部会が立ち上がりましたので、お願いをしていきたいなと思っていてちょっと御発言をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○宮本委員長 どうもありがとうございました。私の進行がいつも悪くて時間をオーバーしてしまい、大変申し訳ありません。

○事務局 郡司委員がお伝えしたいことがあると。

○宮本委員長 そうですか。じゃ、郡司委員、お願いします。郡司委員、聞こえていますか。

○事務局 回線が落ちてしまったようです。

○宮本委員長 では、これで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○佐久間補佐 それでは、以上をもちまして令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は誠にありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。